「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について

Ｑ．中小企業者の事業再生に対する取り組みを促進するために公表された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について教えてください。

Ａ．2022 年 4 月に公表された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）は、債務者である中小企業者と債権者である金融機関が、迅速かつ柔軟に事業再生等に取り組めることを目指して作成されました。中小企業基本法で定められている中小企業者を対象として作成されたもので、中小企業の事業再生等の基本的な考え方と、中小企業版の私的整理手続きが示されています。

法的拘束力はありませんが、関係者によって自発的に尊重され順守されることが期待されており、事業再生実務の指針となることを目指したものです。

■中小企業の事業再生等の基本的な考え方

ガイドラインは「平時」「有事」「事業再生計画成立後のフォローアップ」に分けられ、各段階で中小企業者と金融機関が取るべき対応が記されています。

「有事」とは、収益力の低下、過剰債務等財務内容の悪化、資金繰りの悪化等により経営に支障が生じているか、又は生じるおそれがある場合のことです。具体的には、「返済猶予等の条件緩和が必要な段階」「債務減免等の抜本的な金融支援が必要な段階」をいいます。こうした段階における対応としては、「経営情報と財務状況の適時適切な情報開示等」が特に重要です。適時適切な情報開示等は金融機関との信頼関係構築に不可欠であるとともに、本ガイドラインに定められた私的整理手続を適用するための要件にもなっています。また、保証債務を整理する際に重要となる「経営者保証に関するガイドライン」でも、この点は要求されています。

なお、返済猶予や債務免除等を受けても再生が困難な場合には、スポンサー支援による事業再生や廃業の検討も求められます。

■中小企業版の私的整理手続

ガイドラインが定めているのは、法的整理手続きによらずに事業再生や廃業を行うための私的整理手続きです。

法的整理では債務整理手続きを行うことが官報に公告され多くの関係者に知られることとなるため、事業価値を棄損する可能性が高くなります。これに対して私的整理では裁判所が関与することはなく、対外的に債務整理をしていることを公表せずに手続きを進めることが可能です。そのため、債務整理を伴う事業再生が必要な場合、まずは私的整理で進めることができるかどうかを検討することになります。

私的整理手続きを定めたものとして、2001 年に公表された「私的整理ガイドライン」がありますが、大企業や中堅企業を念頭に置かれたものであり、中小企業には活用しづらいものでした。これに対して、ガイドラインは中小企業者の特性を考慮して策定されており、中小企業の事業再生に広く活用されることが期待されています。

なお、この手続きの利用にあたっては、一定の要件を満たす場合には、国からの補助を受けることができます。

■まとめ

事業再生には様々な段階があり、打つべき手は多岐にわたりますが、どの段階にも共通して言えることは、早ければ早いほど選択の幅は広いということです。売上の減少や資金繰りの悪化等、事業継続に不安を感じる事態が生じた際には、できる限り早急に取引金融機関に相談し、早期の対応を打つことが重要です。また、金融機関への相談がためらわれる場合には、中小企業活性化協議会や、顧問税理士等の専門家に相談することをお勧めします。

（あがたグローバル税理士法人
中小企業診断士　大小田 一仁）